

介護保険の要介護認定者に関する確定申告について

◇障がい者控除について

障害者手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上で要介護1以上の認定を受けている人（寝たきりや認知症などで介護が必要な人）は、「障がい者控除」の対象になる場合がありますので、福祉課で「障がい者控除対象者認定書」（以下、認定書）の交付の申請をしてください。

認定書発行の要件

①令和元年12月31日をまたぐ要介護認定期間保有者であること

②要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること

※障害者手帳（3～6級）の交付を受けている人でも、特別障がい者に準ずると認定される場合があります。

◇おむつ代の医療費控除について

寝たきりの要介護認定者のために購入し使用したおむつ代については、「医療費控除」として一定の金額の所得控除を受けることができます。

確定申告をする場合、1年目は領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、連続した2年目以降は、領収書と「町の確認書」のみで認められる場合がありますので、福祉課で交付の申請をしてください。

確認書発行の要件

①確定申告をする人が前年と同じであること

②前年に医師の「おむつ使用証明書」または「町の確認書」を使用して申告していること

③要介護認定において、令和元年中に記載された主治医意見書があること

④要介護認定の主治医意見書記載事項で該当基準を満たす人であること

※医師が発行する「おむつ使用証明書」の様式は、福祉課窓口にあります。

「障がい者控除」及び「おむつ代医療費控除」の申請を希望される方は、印鑑をお持ちのうえ、福祉課窓口までお越しください。（証明書の発行には2～3日かかります。）

問い合わせ先 福祉課 ☎66-2406（直通）

森林環境譲与税を活用して加茂川沿い竹林整備を始めました

平成31年4月から森林経営管理法が施行され、その財源となる森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。坂祝町では、森林環境譲与税を活用して加茂川沿いの竹林伐採を計画しています。今年度は、大門橋と井戸坂橋付近の道路通行に支障がある竹を伐採しました。

問い合わせ先

産業建設課 ☎66-2408（直通）

